

【特別管理産業廃棄物】

主な分類		概要
廃油		揮発油類、灯油類、軽油類(難燃性のタールピッチ類等を除く)
廃酸		著しい腐食性を有する pH2.0 以下の廃酸
廃アルカリ		著しい腐食性を有する pH12.5 以上の廃アルカリ
感染性産業廃棄物*		医療機関等から排出される産業廃棄物であって、感染性病原体が含まれ又は付着しているおそれのあるもの
特定有害産業廃棄物	廃PCB等	廃PCB及びPCBを含む廃油
	PCB汚染物	PCBが染みこんだ汚泥、PCB が塗布され、又は染みこんだ紙くず、PCB が染みこんだ木くず若しくは繊維くず、又は封入された廃プラスチック類若しくは金属くず、PCB が付着した陶磁器くず若しくはがれき類
	PCB処理物	廃PCB等又はPCB汚染物を処分するために処理したものでPCBを含むもの★
	廃水銀等	① 特定の施設において生じた廃水銀等* ② 水銀若しくはその化合物が含まれている物(一般廃棄物を除く)▲又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀
	指定下水汚泥	下水道法施行令第 13 条の4の規定により指定された汚泥★
	鉱さい	重金属等を一定濃度を超えて含むもの★
	廃石綿等	石綿建材除去事業に係るもの又は大気汚染防止法の特定粉じん発生施設が設置されている事業場から生じたもので飛散するおそれのあるもの
	燃え殻*	重金属等、ダイオキシン類を一定濃度を超えて含むもの★
	ばいじん*	重金属等、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を一定濃度を超えて含むもの★
	廃油*	有機塩素化合物等、1,4-ジオキサンを含むもの★
汚泥、廃酸又は廃アルカリ*		重金属等、PCB、有機塩素化合物等、農薬等、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を一定濃度を超えて含むもの★

(備考)

- ① これらの産業廃棄物を処分するために処理したのも特別管理産業廃棄物に該当
- ② *印:排出元の施設限定あり
- ③ ★印:規則及び金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令に定める基準参照
- ④ ▲印:平成 29 年6月の規則改正により「産業廃棄物→物(一般廃棄物を除く。)」とされた。平成 29 年 10 月1日施行